

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

令和8年8月5日公表

特定事業主名：真室川町長、真室川町議会議長、真室川町教育委員会

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第6項及び第21条、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第6項に基づく取組の実施状況の公表及び女性の職業生活に資する情報の公表については、以下のとおりです。

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.7 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.3 %
全職員	70.0 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	68.6 %
本庁課長補佐相当職	96.0 %
本庁係長相当職	92.9 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	70.7 %
31～35年	88.2 %
26～30年	94.5 %
21～25年	96.1 %
16～20年	97.1 %
11～15年	82.5 %
6～10年	80.1 %
1～5年	113.1 %

【説明欄】

1. 全職員に係る情報について

任期の定めのない常勤職員の扶養手当や住居手当は、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は 63.8%、住居手当の受給者に占める男性の割合は 57.1%となっている。また、水道や道路などインフラ整備担当職員やイベント担当職員に占める男性割合が高く、他の部署に比べて時間外手当の支給が多いため、男性職員の給与平均額が上がる要因となっています。

任期の定めのない常勤職員以外の職員は、再任用職員及び会計年度任用職員です。約 96%が会計年度任用職員であり、その会計年度任用職員の男女比率は、男性約 13.0%、女性約 87.0%で、極めて女性比率が高くなっています。また、男性約 13.0%には、給与水準の高い医師が含まれているため、男性の平均給与額が上がり、任期の定めのない常勤職員以外の職員における男女の給与の差異が生じる要因となっています。

男女別の全職員に対する任期の定めのない常勤職員以外の職員の割合は、男性職員が約 20.1%、女性職員は約 52.4%であり、相対的に給与水準の低い常勤職員以外の職員が女性職員に多いため、全職員における男女の給与の差異が大きくなっています。

2. 役職段階別について

課長相当職において、男性の約 17.6%が給与水準の高い医師であるのに対し、女性医師がいないため、男性職員の相対的に給与平均額が上がり、課長相当職の男女の給与の差異が大きくなっています。

3. 勤続年数別について

36 年以上の階層における男性職員は、給与水準の高い医師を含む課長相当職が 75%に対し、女性職員は 20%であるため、男女の給与の差異が大きくなっています。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員 (課長相当職)	11.8%

【説明欄】

・ 令和 8 年 4 月 1 日時点の数値

【参考：過去 5 年間の状況】

令和 7 年度：11.8%

令和 6 年度：12.5%

令和 5 年度：18.8%

令和 4 年度：18.8%

令和 3 年度：18.8%

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
課長相当職	11.8%
課長補佐相当職	39.1%
係長相当職	69.4%

【説明欄】

・ 令和 8 年 4 月 1 日時点の数値

【参考：令和 7 年度の割合】

課長相当職：11.8%

課長補佐相当職：47.6%

係長相当職：64.9%

Ⅳ 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
事務職	0.0%
技術職（医療従事）	50.0%
技能労務職	—
全体	12.5%

【説明欄】

・ 令和 8 年 4 月 1 日時点の数値

【参考：令和 7 年度の割合】

事務職：71.4%

技術職（医療従事）：100%

技能労務職：100%

全体：80.0%

V 採用試験の受験者数の総数に占める女性の割合

区分	令和8年度
事務職	18.2%
技術職（医療従事）	100%
技能労務職	—
全体	21.7%

【説明欄】

・令和7年度の採用試験実績による数値

【参考：令和6年度の割合】

事務職：50.0%

技術職（医療従事）：100%

技能労務職：80.0%

全体：57.1%

VI 中途採用の男女別の実績

区分	令和8年度
男性	5人
女性	1人

【説明欄】

・令和8年4月1日時点の数値

【参考：過去5年間の実績】

令和7年度 男性0人 ／ 女性6人

令和6年度 男性1人 ／ 女性5人

令和5年度 男性3人 ／ 女性4人

令和4年度 男性2人 ／ 女性0人

令和3年度 男性0人 ／ 女性3人

VII 職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
事務職	34.2%
技術職（医療従事）	78.3%
技能労務職	50.0%
全体	47.3%

【説明欄】

・令和8年4月1日時点の数値

【参考：令和7年度の割合】

事務職：36.9%

技術職（医療従事）：80.0%

技能労務職：50.0%

全体：49.4%

Ⅷ 男女別育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和8年度
男性	100%
女性	100%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和8年度
男性	—
女性	—

【説明欄】

・ 令和7年度中の取得実績

【参考：過去5年間の男性職員（常勤職員）の育児休業取得状況】

令和6年度：0%

令和5年度：0%

令和4年度：33.3%

令和3年度：0%

令和2年度：0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0%	0%	—	—
1週間以上2週間未満	0%	50%	—	—
2週間以上1月以下	100%	0%	—	—
1月超3月以下	0%	0%	—	—
3月超6月以下	0%	0%	—	—
6月超9月以下	0%	0%	—	—
9月超12月以下	0%	50%	—	—
12月超24月以下	0%	0%	—	—
24月超	0%	0%	—	—

Ⅸ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得状況

区分	令和8年度
出産補助休暇	100%
育児参加のための休暇	0%

X 管理的地位にある職員以外の職員の一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和 8 年度
事務職	11.6 時間／月
技術職（医療従事）	3.1 時間／月
技能労務職	3.6 時間／月

【説明欄】

・ 令和 7 年度の勤務実績

【参考：令和 6 年度の状況】

事務職：14.4 時間／月

技術職（医療職）：3.9 時間／月

技能労務職：5.2 時間／月

XI 常勤職員の一人当たりの年間の年次休暇の取得日数の状況

区分	令和 8 年度
事務職	10.1 日
技能労務職	14.4 日
技術職（医療従事）	7.7 日

【説明欄】

・ 令和 7 年度における 1 人当たりの平均取得日数

【参考：令和 6 年度の状況】

事務職：9.4 日

技術職（医療職）：8.7 日

技能労務職：17.6 日